計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。）に届け出ていること。

(3)～(8)　（略）

三～六　（略）

七　通所給付費等単位数表第3の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員

第一号の規定を準用する。

七の二　通所給付費等単位数表第3の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する者

第一号の二の規定を準用する。

八　通所給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス

（略）

イ　特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る放課後等デイサービス計画（指定通所基準第七十一条又は第七十一条の二において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ～ニ　（略）

八の二　通所給付費等単位数表第3の7の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第一号の四の規定を準用する。

八の三　通所給付費等単位数表第3の7の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援

第一号の五の規定を準用する。

九・十　（略）

十の二　通所給付費等単位数表第4の4の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十の三　通所給付費等単位数表第4の5の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十一　通所給付費等単位数表第5の3の注の厚生労働大臣が定める基準

（略）

十二　通所給付費等単位数表第5の4の注の厚生労働大臣が定める基準

（略）

善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。）に届け出ていること。

(3)～(8)　（略）

三～六　（略）

七　通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注2の厚生労働大臣が定める児童

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）第四十一条の規定により放課後等デイサービスに係る法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされた通所給付決定保護者に係る障害児が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学していないもの。

（新設）

八　通所給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ　特別支援加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る放課後等デイサービス計画（指定通所基準第七十一条において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（以下この号において「特別支援計画」という。）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ～ニ　（略）

八の二　通所給付費等単位数表第3の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する者

第一号の規定を準用する。

（新設）

九・十　（略）

（新設）

（新設）

十一　通所給付費等単位数表第4の3の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十二　通所給付費等単位数表第4の4の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。